検討課題６　審査のあり方について

１　概要

環境影影響の審査は専門的な知見を必要とするため，県では新潟県環境影響評価条例第36条の規定により学識経験者などから構成される「新潟県環境影響審査会」を設け，条例アセス手続きにおける方法書及び準備書についての審査や，法アセス手続き時の方法書や準備書に対する知事意見策定に係る検討を行っている。

本市では，県知事より法や条例アセス手続きにおいて方法書及び準備書に対する市長意見を知事から求められた際には，新潟市環境審議会に諮問し，その答申を尊重して市長意見をまとめている。

なお，法では審査会に相当する機関の審査は規定していない。

【検討案】

（１）審査会の位置づけ

条例に基づく附属機関としたい。

（２）審査会の役割について

環境影響評価方法書及び準備書等の審査は，科学的な知見に基づき，専門的かつ中立的立場からの実施が必要なことから，第三者機関である「新潟市環境影響評価審査会」を設置し，市条例対象事業の審査のみならず，法対象事業の環境影響評価方法書及び準備書に対する市長意見の形成においても審査会の意見を聴くものとしたい。

（３）審査会の構成について

審査については科学的知見に基づく専門性を要するため，学識経験者などから１０～１５名程度選任するものとし，また，案件によってはさらに広範囲の専門的な知識が必要となる場合も想定されるため，必要に応じて外部の専門家も審査会に招聘でき，意見を求めることが可能な制度としたい。

２　国や県及び他の政令指定都市の考え方

【中央環境審議会答申（平成９年２月）】

ア．現行の閣議決定要綱では、まず、準備書について、地方公共団体において実質的に審査が行われ、その結果が関係都道府県知事意見として事業者に伝えられる。次に、評価書について、対象事業の許認可等を行う者が許認可等に際し、審査を行い、環境庁長官は、主務大臣から意見を求められた場合に意見を述べることとされている。

イ．審査のプロセスには、その信頼性を確保する観点から、許認可等を行う者による審査のほか、意見の提出を通じて第三者が参画することが必要である。したがって、地域の環境保全を図る立場から都道府県知事が事業者等に対して意見を述べるとともに、環境保全行政を総合的に推進する立場から環境庁長官が必要に応じて主務大臣に対して意見を述べることができるものとすることが適当である。この場合、環境庁長官の意見が述べられたときは、主務大臣は、その意見に配意して審査するものとすることが適当である。

なお、こうした審査のプロセスにおいては、地方公共団体における意見形成に際して審議会等の意見を聴く機会を設ける例が多くみられ、関係機関の審査体制の中でさまざまに専門家の活用が図られている現状を踏まえて、専門家の知識や経験が案件に応じて活用されることが重要である。

【新潟県環境審議会答申（平成９年２月）】

現行県要綱においては，準備書等の審査には専門的な知見を必要とするものであるため，審査に当たって学識経験者に環境保全の見地からの意見を聴くことができるとしている。

事業者自らが事業に係る環境影響評価を実施することについては，適正な評価が期待できなとの指摘もあるが，内外のほとんどの制度においては事業を行なおうとするものが自らの責任と負担において環境影響評価を実施することを基本としており，これにより，その結果を事業計画，環境保全対策等に適切に反映させることが可能になると考えられる。

事業者から提出された準備書等については県が審査を行うこととなるが，審査に対する県民等の信頼性を確保するためには，科学的かつ客観的な審査を行うことが不可欠である。このため，新制度においては，学識経験者で構成される第三者機関により，専門的な見地から環境保全上の事項を審査する体制とすることが必要である。なお，こうした審査のための会議は，原則として公開すべきである。ただし，特に配慮が必要な場合については，当該機関の判断によることが適当である。

【横浜市環境審議会答申（平成１０年６月）】

（２）環境影響評価審査会の機能

環境影響評価における，公平性，客観性及び信頼性を確保するためには，市長が方法書，準備書及び評価書の内容並びに手続きに関する事項について審査し，または，環境保全上の意見を述べる場合に，専門的，中立的な第三者機関である審査会に意見を聴いて，これを行うことが重要である。

この観点から，環境影響評価審査会の機能を強化するとともに，その権限を明確にし，制度の透明性及び信頼性の向上を図ることが必要である。

そこで，新たに加わる方法書の審査並びに法対象事業の方法書及び準備書に関する市長意見の形成については，審査会に聴くとことが適当である。

また，審査会が審議にあたって必要な場合，審査会の権限と責任において，市民を含む参考人の出席を要請し，説明を求め，意見を聴取すること等ができることを制度の中で明確に位置づけることが必要である。この場合，市民の側からも市長に対し審査会で意見を述べたい旨の申出を行なうことができるようにし，この申し出があったときは，市長は，市民からの意見を聴く必要性について審査会に判断を求める等の仕組みが考えられる。

これらの仕組みを導入することにより，公聴会と同程度の効果が期待できるとともに，市民や事業者にとっても中立的な立場にある審査会に対して直接意見が言えることになり，より客観的，公平な審査が期待できるものと考える。

３　検討内容

（１）審査会の位置づけ

○審査会については，その権限を強化し，公平かつ適正な審査が可能となるよう条例に基づく附属機関としたい。

（２）審査会の役割

○審査会の役割については，以下のとおりとしたい

①市条例の手続きにおける環境影響評価方法書，環境影響評価準備書，環境影響評評価事後報告書の審査を行うこと

②法及び条例に基づく環境影響評価手続きの環境影響評価方法書，環境影響評価準備書に対する市長意見形成における市長への意見提出を行うこと

③評価項目や調査，予測及び評価を行うための基本的事項をまとめた「技術指針」の策定や改正に際して専門的立場から意見を述べること

（３）審査会委員の構成

○審査する環境項目の各分野において専門知識と経験を有する学識経験者を中心に１５名程度選任したい

○必要に応じて外部の専門家も審査会に招聘し，意見を求めることができることとしたい